

## 賛助団体規程

制定 2023年11月9日

改定 2023年11月27日

(趣 旨)

### 第1条

この規程は、大学入試学会（以下、「学会」という）会則第6条（3）の規定に基づき、賛助団体の資格認定に関わる細則を定めるものとする。

(定 義)

### 第2条

賛助団体は、学会の趣旨に賛同し、学会への支援を行う法人等の団体とする。

(登 録)

### 第3条

賛助団体として登録しようとする法人等の団体は、会則第7条の規定に基づき、正会員1名の推薦を受けた上で学会理事会の承認を得なければならない。

(2) 賛助金は、次の通りとする。

1 団体につき登録料は50,000円、賛助金は年間1口50,000円とする。

(3) 各登録団体は、1口につき3名まで年次大会および総会にオブザーバー参加することができる。その他の特典は内規で定め、登録団体に通知する。

(4) 各登録団体は、代表者1名および学会事務局との連絡担当者1名を置く。代表者と連絡担当者は兼ねることができる。

### 第4条

登録が認められた団体は、学会理事会から指定された登録申請手続きに従い、速やかに登録手続きを完了すること。

### 第5条

以下の団体は賛助団体として登録することができない。

- (1) いわゆる反社会的勢力とみなされる団体
- (2) 学会への賛助を特定の政治、宗教、および、違法な経済活動等の社会的に望ましくない活動に利用する目的を持った団体
- (3) 活動実態が確認できない団体
- (4) その他、理事会で登録を承認されなかった団体

### 第6条

賛助団体としての登録の抹消を希望する場合、理事会に書面で届け出るものとする。理事会で承認された場合、会則第15条で定める会計年度における次の年度から適用され、賛助団体としての資格を喪失するものとする。

- (2) 登録口数を変更する場合、理事会に書面で届け出るものとする。理事会で承認された場合、会則第15条で定める会計年度における次の年度から変更が適用されるものとする。

## 第7条

賛助団体は次の各項の一つに該当するときは、理事会の決議を経て登録を抹消されることがある。

- (1) 登録した口数の賛助金を2年以上滞納したとき
- (2) 学会の名誉を傷つける、ないしは学会の事業を妨害する行為があったとき
- (3) その他、学会の会則ないしは細則に対する重大な違反がみられたとき

## 第8条

賛助団体は、解散の事由によって登録が抹消される。

### (附 則)

2023年12月17日に予定されている発起人会以前に登録を希望する団体は、本規程第3条に関わらず、学会設立準備委員会委員1名の推薦を受けることとし、本規程第3条及び第4条に関わらず、学会設立準備委員会が登録の可否を判断することとする。

この規程は2023年11月9日から施行し、改定は学会理事会（学会設立前は設立準備委員会）が行う。

以上